

令和8年度 大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告募集要項

住之江区役所では、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とし、住之江区広報紙「広報さざんか」に広告枠を設けています。

つきましては、令和8年度（令和8年5月号～令和9年4月号）について、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

- (1) 名称 住之江区広報紙「広報さざんか」
- (2) 発行部数 約 69,000 部／1号あたり
- (3) 形状 タブロイド版 16 ページ建て 4回／12 ページ建て 8回（予定）
- (4) 発行方法

毎月1日に発行し、1日～5日（1月号は2日～6日）の間に住之江区内の有人世帯及び事業所へ配布業者により配布（約66,000戸）。

その他、区役所、区内公共施設、区内Osaka Metro・ニュートラム各駅等に配架。

2 広告枠・規格

- (1) 掲載枠 1面（表紙）、2面、3面 各ページ1枠
- (2) サイズ 縦85ミリ×横250ミリ（各面共通）
- (3) 刷り色 フルカラー
- (4) フォント JIS規格約7ポイント（10級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）はJIS規格約5.5ポイント（8級相当）まで使用できるものとします。
- (5) 問合せ先（廣告主の所在地、連絡先の固定電話番号等）を必ず明示してください。
- (6) その他

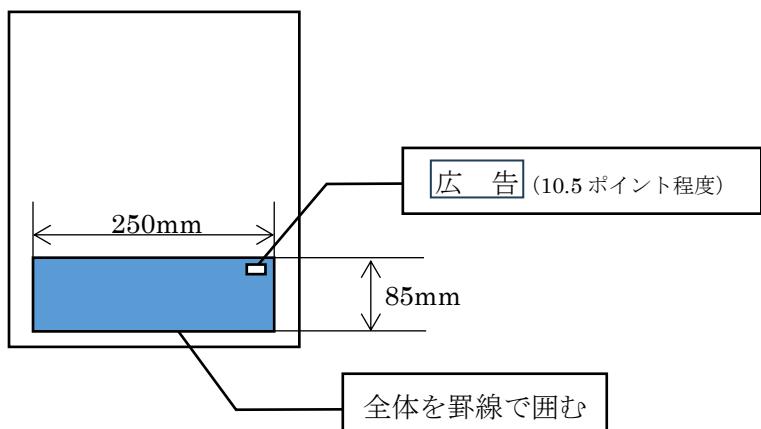
ア 广告原稿作成にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。

イ 掲載については、「[大阪市広告掲載要綱](#)」及び「[大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載要領](#)」に適合し、かつ、区広報紙の品格を損なわないものとすることとします。

ウ 广告は、全体を罫線で囲み、左右どちらかの上部に、大きさ5mm×12mm枠を罫線で囲み、白地に黒文字（10.5ポイント程度）で「广告」と表記してください。

エ 審査上必要と認められるときは、修正及び追加の資料を求める事があります。

<掲載イメージ（各面共通）>



3 掲載料金

(1) 1面（表紙）	1か月 56,000円
(2) 2・3面	1か月 各 49,000円

4 申込方法

「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載申込書（第1号様式）」に必要事項を記載のうえ、広告原稿見本を添えて、下記まで送付（郵送・メール等）・持参するか、大阪市行政オンラインシステムから申し込んでください。これ以外の方法（電話・FAX等）での申込みは受付できません。

- ・大阪市行政オンラインシステムによる申込みはこの募集要項に規定する書類により行われたとみなすものとします。
- ・複数枠又は複数月分の申込みをされる場合は、1枠（1か月）につき1枚の「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載申込書（第1号様式）」が必要となります。
- ・広告原稿見本をデータで提出する場合、データ形式は、PDF、Word、Excel、PowerPoint、jpeg、jpg、png のいずれかでご提出ください。

【申込先】

〒559-8601 住之江区御崎3-1-17 住之江区役所 総務課（広報担当）宛

メールアドレス tt0009@city.osaka.lg.jp

持参される場合は、住之江区役所4階42番窓口（受付時間は午前9時から午後5時30分、土曜、日曜、祝日は除く）までお越しください。

5 申込期間

(1) 【第1次申込（一斉募集）】

令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）午後5時30分必着

- ・申込書を送付いただく場合は、申込期間内必着となりますので、ご注意ください。
- ・申込締切後、同一枠への申請が多数あった場合は、抽選を行います。（抽選は事務局にて行いますが、希望があった場合は抽選を公開しますので、申込みと同時にご連絡ください。）
- ・第1希望での広告枠決定後、空き枠が存在する場合は、その空き枠を第2希望としている広告主を割り当てます。なお、空き枠への第2希望者が多数あった場合は、再度抽選を行います。
- ・第1次申込の結果、空き枠が生じた場合は、第2次申込（随時募集、先着順）を行います。

(2) 【第2次申込（随時募集、先着順）】

令和8年3月2日（月）午前9時～掲載希望月の前々月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）午後5時30分まで

- ・広告枠の空きがなくなり次第、締め切ります。

6 広告掲載までの流れ

- 申込締切後、大阪市住之江区役所広告掲載審査委員会にて審査を行い、「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載可否決定通知書（第2号様式）」を送付します。なお、審査上

必要と認められるときは、修正及び追加の資料を求める事がありますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載可否決定通知書（第2号様式）」を受領後、広告掲載料金を大阪市が発行する納入通知書により、指定された期日までに納付してください。
※納付済みの広告掲載料金の還付はいたしません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することがあります。
- (3) 広告原稿の完全データ（文字をアウトライン化できるものについてはアウトライン化済みのもの）を、掲載月の前々月 10 日または指定する期日までにメールまたは記録媒体（C D – R 等）によりご提出ください。
- ・広告原稿見本から内容を変更する場合は、「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載変更申請書（第3号様式）」もあわせて提出してください。
 - ・広告原稿について本区より修正の指示がある場合は、広告主は正当な理由がある場合を除き、本区の指示に従い速やかに対応してください。
 - ・広告原稿（完全データ）の提出後、本区の指示によるもの以外の内容変更はできません。
 - ・紙面イメージの校正（内容確認）をメールで送付します。

7 広告掲載の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき。
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (4) 大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載要領」第2条又は第3条のいずれかに該当すると判明したとき。
- (5) その他必要と認めたとき。

8 広告掲載の内容変更・取下げ

広告掲載の内容変更・取下げは「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載変更申請書（第3号様式）」に必要事項を記載し、提出してください。

- (1) 広告掲載決定後の取下げの場合は発行月の3か月前の20日まで
※広告掲載決定前の取下げについてはご相談ください。
- (2) 内容変更の場合は広告掲載決定前後にかかるわらず、掲載（希望）月の前々月 10 日まで
※内容変更後の広告原稿も添付してください。